

徳島県小学生バレーボール連盟表彰に関する内規

第1条 この内規は、徳島県における小学生バレーボールの振興発展に功労のあったもの（団体を含む以下同じ）の表彰に関することを定める。

第2条 この表彰の種別は、次のとおりとする。

1 功労者表彰

第3条 第1条の目的に適合し、次の各号に該当するものに対して表彰状または感謝状を贈る。

1 功労者表彰

(1) 徳島県小学生バレーボール連盟の役員として永年にわたりその功績の顕著なもの。

第4条 この表彰は、功労者にあつては全国1日目において、原則として行う。

第5条 この表彰の選考は、次の選考委員会を設けて選考・決定する。

1 選考委員会は、会長・副会長・理事長・副理事長・総務委員長をもって構成し、会長を委員長として選考、決定する。

附 則 この内規は平成 7年 3月19日より施行する。

平成18年 3月19日 一部改訂